

○嘉手納町情報通信産業センター条例

平成25年9月20日

条例第22号

(設置)

第1条 本町の情報通信の基盤整備を推進し、広く町民等に情報通信技術に関する利用の場を提供することにより、人材育成と雇用機会の創出及び地域の活性化に寄与するため、嘉手納町情報通信産業センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嘉手納町マルチメディアセンター	嘉手納町字水釜412番地
嘉手納町ICTセンター	嘉手納町字水釜447番地1

(施設の構成)

第3条 センターは、次に掲げる施設及びその附属設備をもって構成する。

- (1) 一般用施設
- (2) 業務用施設

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) センターの事業の企画及び運営に関する業務
- (3) センターの利用の許可に関する業務
- (4) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) その他町長が必要と認める業務

(利用時間)

第6条 センター（業務用施設を除く。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第7条 センター（業務用施設を除く。）の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時にこれを開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第9条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、町長の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用がセンターをき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用者が第8条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 災害その他の事故によりセンターの利用ができなくなったとき。
- (6) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(入館の制限等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者
- (2) センターをき損し、又は滅失するおそれがある者
- (3) その他センターの管理上必要な指示に従わない者

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、センターの利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(センターの変更等禁止)

第16条 利用者は、センターに特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、町長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第13条各号のいずれかの規定に該当することにより利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 利用者が故意又は過失によってセンターをき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(嘉手納町マルチメディアセンター条例及び嘉手納町コールセンターの設置及び管理に

関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 嘉手納町マルチメディアセンター条例(平成19年1月26日嘉手納町条例第1号)

(2) 嘉手納町コールセンターの設置及び管理に関する条例(平成11年12月8日嘉手納町条例第23号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の嘉手納町マルチメディアセンター条例又は嘉手納町コールセンターの設置及び管理に関する条例の規定によってなされた申請その他の行為は、この条例による改正後の嘉手納町情報通信産業センター条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表(第9条関係)

区分		利用料金				冷房利用料金
		1時間当たり		1日当たり (午前9時から午後10時 まで)		
		町内	町外	町内	町外	
一般会設						1時間当たり
小会議室		250円	500円	3,000円	6,000円	250円
大会議室		550円	1,100円	6,600円	13,200円	550円
研修室		550円	1,100円	6,600円	13,200円	550円
コンテンツ スタジオ	3階スタジオA	350円	700円	4,200円	8,400円	無料
	3階コントロール 室A	200円	400円	2,400円	4,800円	無料
	4階スタジオB	50円	100円	600円	1,200円	無料
	4階コントロール 室B	150円	300円	1,800円	3,600円	無料
コンテンツ工房		無料	100円	無料	1,200円	無料
パソコン広場		無料	100円	無料	1,200円	無料

備考 1時間未満の利用については、1時間とみなす。

区分	利用料金(月額)
業務用施設	m ² 当たり月額 600円

区分	単位	利用料金
附属設備	1回1点につき	4,000円